

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正することについて

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成5年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第2号中「15,300円」を「15,800円」に改め、同表第3号中「すでに」を「既に」に改め、同表第4号中「2人」を「2名」に、「1人」を「1名」に改める。

第6条第1項本文中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第8条第2項中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。